

委 託 仕 様 書

京都市東部クリーンセンター跡地に係る
土壌調査業務（表層調査）

京都市 総合企画局 プロジェクト推進室

第一章 共通仕様書

1 業務名

京都市東部クリーンセンター跡地に係る土壌調査業務（表層調査）

2 調査対象地

京都市伏見区石田森西27番2他

敷地面積：44,895.18㎡

3 履行期間

契約締結の翌日から令和6年4月30日まで

4 調査目的

本業務は、京都市東部クリーンセンター跡地における地歴調査において、土壌汚染のおそれ
が認められたことから、土壌調査を実施し、土壌汚染状況を把握することを目的とする。

5 関係法令等

- ・土壌汚染対策法
- ・土壌汚染対策法施行令
- ・土壌汚染対策法施行規則
- ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂版
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令
- ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則
- ・ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル

第二章 特記仕様書

1 業務内容

(1) 表層土壌調査

- ・ 調査対象範囲における土壌汚染状況について、土壌汚染対策法及びその他関連法規等に基づき表層土壌調査を行う。試料採取箇所及び調査数量等については、別紙1の土壌資料採取地点図及び別紙2の調査数量表のとおりとする。
- ・ 調査対象物質は、土壌汚染対策法第2条に規定される第2種特定有害物質（9種）のうち、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物の6種並びにダイオキシン類とする。調査項目は、特定有害物質6種については土壌溶出量及び含有量とし、ダイオキシン類については、土壌含有量とする。（試料採取方法、測定方法は別紙3を参照。）
- ・ 掘削後は現状復旧すること。
- ・ 既存施設内の一部において、湧水が噴出する可能性が認められるため、湧水への対策等を予め見込むこと。
- ・ 既存施設内の一部において、硫化水素発生等の危険区域が認められるため、作業人員の安全対策等も予め見込むこと。
- ・ また、関係機関との協議や、本調査の業務進捗中に新たな汚染のおそれが判明し、調査が必要な物質が増減する場合等については、契約変更（設計変更）の対象とする。

(2) 表層土壌調査計画の作成

試料採取の着手前に、土壌調査の計画を作成し、京都市総合企画局プロジェクト推進室（以下「プロジェクト推進室」という。）の承諾を得たうえで、京都市環境政策局環境企画部環境指導課（以下「環境指導課」という。）と協議を行い、調査計画内容を必要に応じて調整する。

(3) 報告書及び詳細調査計画の作成

- ・ 入手した各種情報等は、調査の結果を評価し、土壌汚染状況調査報告書としてまとめる。また、基準不適合を確認した場合は、土壌汚染詳細調査の計画を作成し、環境指導課と調査の実施について協議しまとめる。
- ・ ただし、土壌汚染詳細調査に係る概算費用、調査に要する期間について、精査のうえ、上記計画の作成とは別に、令和5年度末を目途にプロジェクト推進室へ報告すること。

(4) 報告書（概要版）の作成

- ・ 庁内・地元説明等の資料として、土壌汚染状況調査報告書（概要版）を作成する。
- ・ 調査報告書（概要版）は、敷地全体の汚染状況（基準不適合となった区画数、汚染の分布等）が分かる簡易なものとする。

2 調査実施者

本業務を実施するにあたっては、土壌汚染対策法第3条第1項に基づく指定調査機関であること。

3 管理技術者の選定

- (1) 本調査にあたっては、管理技術者を選任し、その者の下に行わなければならない。
- (2) 管理技術者については、書面を提出し、プロジェクト推進室の承認を得るものとする。
- (3) 管理技術者は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 4 条第 1 項の規定による技術管理者とする。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、プロジェクト推進室と協議し、調整のうえ、業務工程表を作成し提出する。また、現地での作業日については京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）と協議のうえ、決定すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、本業務に起因する騒音、振動、粉塵等で、隣接する老人保養センター、醍醐図書館、石田水環境保全センター、石田小学校及び近隣に迷惑をかけないように実施方法、実施時間及び安全対策等に十分注意する。また、必要に応じて、関係機関と十分に協議を行いその指示により業務を進めること。
- (3) サンプルング等作業に当たり、施設への影響が生じた場合や事故等が発生した場合には、速やかにプロジェクト推進室及び施設整備課へ報告し、必要な措置等を講じること。また、施設の損傷等がある場合には、プロジェクト推進室の了解のうえ、復旧させること。
- (4) 二次汚染が生じないように適切に現場管理を行い業務遂行すること。
- (5) 現場作業にあたっては、関係機関及び地元関係者からの質問、疑義に関する説明などを求められた場合には、プロジェクト推進室の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努め、説明等の内容を随時、プロジェクト推進室に書面により報告し、指示があればそれに従うこと。

5 打合せ等

打合せ協議は、管理技術者はプロジェクト推進室と密接に連携する。また、打合せは以下に示す段階で実施するほか、プロジェクト推進室から要請がある場合に実施するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間
- (3) 成果品納入時

協議後は、協議内容を取りまとめた協議記録を作成し（電話連絡等を含む）、その都度両者書面により確認のうえ、それぞれ一部以上保持すること。

6 資料の貸与

プロジェクト推進室は、業務の実施に必要な図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。

7 手続書類の提出

業務の進捗に応じ、以下の書類を提出する。

- (1) 着手時
 - ・業務工程表
 - ・管理技術者届（担当者を含む）及び経歴書
 - ・見積内訳書

- (2) 完了時
 - ・成果品納入届
 - ・完了届

8 補整

受託者は、業務完了後であっても、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

9 秘密の保持

受託者は、本調査業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

10 前払金

前払金の支払いは行わない。

11 契約変更

次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料の変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を生じる場合
- (3) 本市と協議し、業務実施上必要と認められる場合

12 成果品

成果品は以下の内容のものとする。

- (1) 土壌調査報告書（A4判・3部 及び 電子データ）
- (2) 作業記録写真
- (3) その他打合せ記録等（本市関係者、関係行政機関等）資料

13 成果品の引渡し

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、成果品を提出し確認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、仕様書に定める場合またはプロジェクト推進室が指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

14 損害による責任

- (1) 本調査業務中に事故が発生した場合、受託者は速やかにプロジェクト推進室に報告しなければならない。
- (2) また、本調査業務中に発生した事故による損害は、全て受託者の責任により適切に処理するものとする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者とプロジェクト推進室の間で協議を行うものとする。